

令和7年

第4回中央広域環境施設組合議会
臨時会会議録

令和7年12月23日 開会

令和7年12月23日 閉会

中央広域環境施設組合

令和7年第4回中央広域環境施設組合議会臨時会会議録

招集年月日 令和7年12月23日(火曜日)

招集場所 中央広域環境センター管理棟2階大会議室

出席議員 14名

1番	笠井安之	2番	三浦三一
3番	木村松雄	4番	吉田稔
5番	松村幸治	6番	藤本功男
7番	後藤修	8番	北上正弘
9番	東條昭二	10番	根ヶ山昇
11番	水口昭彦	12番	安田孝子
13番	村上浩一	14番	乾崇

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	町田寿人	副管理者	東根弘幸
副管理者	松田卓男	会計管理者	清田美恵子
総務局長	曾我部勉	総務課長	岡本裕

職務のため会議に出席した者の職氏名

業務課課長補佐	渡辺大輔	総務課課長補佐	小松真一郎
施設整備課主任	石川俊	総務課主任	東根弘憲

議事日程

日程第1 議席の指定について

日程第2 議長選挙について

日程第3 会議録署名議員の指名について

日程第4 会期の決定について

日程第5 議第18号 中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第6 議第19号 中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第7 議第20号 令和7年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算(第4号)について

午後 2 時 0 5 分 開会

○総務局長（曾我部勉君）

失礼いたします。定刻を過ぎてしまい申し訳ございません。総務局長の曾我部でございます。本日は、令和 7 年第 4 回中央広域環境施設組合議会臨時会にご参集いただき、誠にありがとうございます。会議を開く前にご報告をいたします。本日の臨時会には、板野町議会におかれまして、議長の改選が行われましたことに伴いまして、組合議会の議長が空席となっております。議長選挙がされるまでの間は、地方自治法第 106 条の規定によりまして、議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行うこととなっておりますので、よろしく願いいたします。それでは、笠井副議長、議長席へお着きください。

○副議長（笠井安之君）

皆さま、こんにちは。ただいま総務局長から報告がありましたように、議長選挙が行われるまでの間、議長の職務を行わせていただきますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。それでは始めたいと思います。

ただいまの出席議員は 14 名で、定足数に達しております。

よって、令和 7 年第 4 回中央広域環境施設組合議会臨時会は、成立いたしました。ただいまから令和 7 年第 4 回中央広域環境施設組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の日程に入ります。本日の日程はお手元に配布いたしましたとおりでございます。ご了承を願います。

~~~~~

**○副議長（笠井安之君）**

まず、日程第 1、議席の指定を行います。議席はただいまご着席の議席といたします。

~~~~~

○副議長（笠井安之君）

日程第 2、議長選挙についてを議題といたします。中央広域環境施設組合規約第 7 条第 2 項の規定により議長は、関係市町の議会の議長の中から互選することとなっています。

ただいまより休憩をいたしますので、休憩中に互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後 2 時 0 7 分 休憩
午後 2 時 0 9 分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま、休憩中にご協議願いました結果を私の方から報告いたします。中央広域環境施設組合議会の議長に板野町議会議長の東條昭二君が互選されましたので、報告いたします。

ただいま、議長に互選されました東條昭二君が議場におられますので、会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により告知をいたします。東條昭二君、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（東條昭二君）

失礼します。ただいま議長に選任されました、板野町議会議長の東條昭二でございます。先ほどは、皆様からの温かいご推挙をいただき、誠にありがとうございました。誠心誠意、努めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○副議長（笠井安之君）

ありがとうございました。新議長も決まりましたので、これを持ちまして私の議長としての職務を終わらせていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。東條議長、議長席にご着席願います。

ここで、暫時休憩します。

午後 2 時 1 1 分 休憩
午後 2 時 1 2 分 再開

○議長（東條昭二君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 8 0 条の規定により、議長において 6 番藤本功男君、1 4 番乾崇君を指名いたします。

~~~~~

#### ○議長（東條昭二君）

続きまして、日程第 4、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東條昭二君）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。これより審議に入ります。管理者より、あいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

○管理者（町田寿人君）

議長、町田管理者。

○議長（東條昭二君）

町田管理者。

○管理者（町田寿人君）

皆様、こんにちは。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日は、令和7年第4回中央広域環境施設組合議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃は組合運営等々におきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、重ねてお礼を申し上げます。

さて、この中央広域環境センターにつきましては、本年7月に従来のサーモセレクト方式による焼却処理を停止させていただき、積替保管施設として、山口県萩市への搬出を始めさせていただいており、現在、順調に稼動しております。この積替保管事業の実施状況につきましては、当組合職員と構成市町の職員が、11月13日から14日に当施設にて積替の作業及び運搬車両の出発を確認し、翌日、現地施設において適正に処理されていることを確認して参りましたので、みなさま方にご報告申し上げます。

次に、新ごみ処理施設整備事業についてでございます。みなさまに、ご心配をおかけしておりました用地の賃貸借契約につきましては、11月25日に締結できたところでございます。現在、工事の発注に向けた準備を、早急に進めているところでございます。周辺住民のみなさまに対しましては、今後、適切な時期に説明をさせていただきたいと考えております。今後におきましても、安全で安心したごみ処理が私ども行政に求められる責務であると考えておりますので、組合議員各位におかれましては、改めて格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日の提案理由について、ご説明を申し上げます。本臨時会に提出しております案件は、条例の一部改正が2件、令和7年度一般会計補正予算

第4号の計3件でございます。

まず、議第18号、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、令和7年8月の人事院勧告及び10月の徳島県人事委員会勧告を踏まえ、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第19号、中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、正規職員の給与との均衡を考慮し、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第20号、令和7年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第4号については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,272万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,349万4千円とするものでございます。補正予算の内容は、主に1市1町で整備する新ごみ処理施設整備に係る事業費をお願いするものでございます。現在、阿波市と上板町の1市1町で事業を整備するために、1市2町のときよりスケールダウンをするために少し時間を要しましたが、1市2町から1市1町にすることによって、事業費は約10億2,300万円ほど下がっていることになっております。今回、提案をさせていただきました議案につきましては、当組合を運営するにあたり、重要な案件でございますので、十分ご審議の上、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

#### ○議長（東條昭二君）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第5、議第18号、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

#### ○総務課長（岡本裕君）

議長、岡本総務課長。

#### ○議長（東條昭二君）

岡本総務課長。

#### ○総務課長（岡本裕君）

失礼いたします。議第18号、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について補足説明をさせていただきます。

議案書の議第18号をお願いいたします。これは令和7年8月の人事院勧告

及び10月の徳島県人事委員会勧告に伴い、所要の改正を行うものでございます。次からのページ及び新旧対照表をご覧ください。主な改正内容は、まず、月例給で、初任給を含め若年層に重点を置きつつ、全世代において給料表水準を引き上げるものでございます。次に、期末・勤勉手当で、年間支給月数とともに0.025月分引き上げ、4.6月分から4.65月分に引き上げるものでございます。次に、通勤手当で、現行の距離区分について200円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。次に、宿日直手当で、勤務1回当たりの支給額の上限額を4,400円から4,700円に引き上げるとともに、常直的な宿日直勤務の支給額の上限を月額2万2,000円から月額2万3,500円に引き上げるものでございます。次に、管理職員特別勤務手当で、災害への対処等による平日夜間の勤務1回当たりの支給額の上限を6,000円から7,000円に引き上げるものでございます。施行日等は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。ただし、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の改正規定は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、議第18号、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（東條昭二君）**

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（東條昭二君）**

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（東條昭二君）**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（東條昭二君）

続きますして、日程第6、議第19号、中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（岡本裕君）

議長、岡本総務課長。

○議長（東條昭二君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本裕君）

失礼いたします。議第19号、中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について補足説明をさせていただきます。

議案書の議第19号をお願いいたします。これは、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、正規職員の給与との均衡を考慮し、条例の一部を改正するものでございます。次からのページ及び新旧対照表をご覧ください。改正内容は、給料表の改定で、会計年度任用職員に係る給料表についても、正規職員の給与改定に準じて引き上げるものでございます。施行日等は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

以上、議第19号、中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（東條昭二君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東條昭二君）

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東條昭二君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（東條昭二君）

続きまして、日程第7、議第20号、令和7年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第4号についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

○総務課長（岡本裕君）

議長、岡本総務課長。

○議長（東條昭二君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本裕君）

失礼いたします。議第20号、令和7年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第4号について補足説明をさせていただきます。

議第20号の補正予算書第4号の1ページをお願いいたします。令和7年度中央広域環境施設組合の一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,272万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,349万4千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正の歳入についてでございます。1款、分担金及び負担金、1項、分担金及び負担金、補正前の額21億3,351万1千円。補正額5,259万円の追加。計21億8,610万1千円。7款、国庫支出金、1項、国庫支出金、補正前の額1億2,158万1千円。補正額1億1,103万円の追加。計2億3,261万1千円。8款組合債、1項、組合債、補正前の額2億6,680万円。補正額2億1,910万円の追加。計4億8,590万円。歳入合計といたしまして、補正前の額35億77万4千円。補正額3億8,272万円の追加。計38億8,349万4

千円でございます。

続きまして3ページ、歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、補正前の額9,733万1千円。補正額0円。計9,733万1千円。3款衛生費、1項、清掃費、補正前の額29億3,721万2千円。補正額3億8,272万円の追加。計33億1,993万2千円。歳出合計といたしまして、補正前の額35億77万4千円。補正額3億8,272万円の追加。計38億8,349万4千円でございます。

4ページをお願いします。第2表、債務負担行為補正でございます。1、追加としまして事項、新ごみ処理施設整備事業。期間、令和8年度から令和10年度まで。限度額72億2,180万円でございます。次に、第3表、地方債補正でございます。1、変更としまして起債の目的、衛生債、一般廃棄物処理事業債。限度額、補正前が2億6,680万円。補正後が4億8,590万円となっております。

10ページ、11ページをお願いします。事項別明細書の歳入について、ご説明させていただきます。1款、1項、1目、負担金は市町負担金、令和7年度の新ごみ処理施設整備事業に係る経費として5,259万円を追加するものでございます。この負担金は、阿波市及び上板町の1市1町で負担いただく項目でございます。中央広域環境施設組合規約第11条第2項の規定により、均等割25%、人口割75%の割合で負担する事となっております。市町負担金の内訳は、阿波市が4,022万円、上板町が1,237万円でございます。7款、1項、1目、衛生費国庫補助金は同じく令和7年度の新ごみ処理施設整備事業に係る経費として、清掃費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金で、1億1,103万円を追加するものでございます。8款、1項、1目、衛生債は同じく令和7年度の新ごみ処理施設整備事業に係る経費として、清掃債、一般廃棄物処理事業債で2億1,910万円を追加するものでございます。

12ページ、13ページをお願いします。事項別明細書の歳出について、ご説明させていただきます。2款、1項、1目、一般管理費、1節、報酬が29万6千円の追加。2節、給料が434万4千円の減額。3節、職員手当等が91万8千円の減額。18節、負担金補助及び交付金が496万6千円の追加となっております。これは組み替えの補正でございます。主な理由は人件費によるものでございます。組合の職員は4名でございましたが、吉野川市の脱退に伴い、業務課の職員2名が本年10月1日付けで吉野川市への配置替えとなっております。そのことにより、同日付けで施設整備課から板野町の派遣職員1名が業務課へ異動しましたので、この度の補正を行うものでございます。次に3款、1項、2目、ごみ処理施設建設費が3億8,272万円の追加となっております。12節、委託料が347万円。新ごみ処理施設整備工事施工監理業務委託料でございます。14節、工事請負費が3億7,925万円。新ごみ処

理施設整備工事でございます。

14ページ、15ページをお願いします。補正予算給与費明細書でございますので、ご高覧をいただけたらと存じます。

16ページ、17ページをお願いします。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。新ごみ処理施設整備事業で、限度額72億2,180万円でございます。当該年度以降の支出予定額及び財源内訳は17ページにあるとおりでございますので、ご高覧をいただけたらと存じます。

最後に18ページをお願いします。地方債の前前年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における、現在高の見込みに関する調書でございます。区分2、災害復旧債の返済が前年度に終了しており、現在高は0円となっております。区分1、普通債、(1)衛生が当該年度中起債見込額は4億8,590万円。当該年度中元金返還見込額は0円。当該年度末現在高見込額は4億8,590万円でございます。

以上、議第20号、令和7年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第4号についての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（東條昭二君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

○議員（藤本功男君）

議長。

○議長（東條昭二君）

藤本議員。

○議員（藤本功男君）

4ページの債務負担行為について、前回までは令和8年度から9年度までだったわけですが、今回1年延長して10年度までとなっています。延長した理由を説明してください。

○総務局長（曾我部勉君）

議長、曾我部総務局長。

○議長（東條昭二君）

曾我部総務局長。

○総務局長（曾我部勉君）

今回新ごみ処理施設整備工事の予算をお示しさせていただきましたが、入札の諸要件につきましては継続して検討しているところでございます。令和4年の入札時には、応募者がいないという結果になっておりますので、こういったことにならないよう、入札条件を整えて参りたいと考えております。そのため債務負担行為の期間を令和8年度から10年度までとさせていただきます。以上でございます。

○議員（藤本功男君）

議長。

○議長（東條昭二君）

藤本議員。

○議員（藤本功男君）

素人なのでよくわからないところがあるんですが、債務負担行為を1年延ばすということについては、今、事務局の方で説明があったように、入札におけるリスク、さらに工事の延長等が考えられると思います。賃貸借契約を結ばれて、造成工事等に入っていくかと思われそうですが、発注が終わっても期間にしてみれば最低でも10ヶ月程度はかかるんじゃないかと思っております。そうなると、かなりタイトなスケジュールが見込まれるんですが、2028年4月稼働に向けて、見通しは大丈夫でしょうか。

○管理者（町田寿人君）

議長、町田管理者。

○議長（東條昭二君）

町田管理者。

○管理者（町田寿人君）

藤本議員の質問にお答えいたします。1市2町から1市1町で執行すると言いながら、二代表制でございますので、他団体に関して申し上げる気もございません。今、全国的に見ましても、労務費の増大や人手不足、こういったことが原因で令和4年10月に不調に終わったということ踏まえ、応札が無い

という最悪の展開を避けるために、門扉を広げて応募を優先するという趣旨で10年度とさせていただきます。令和9年度末を諦めたという意味ではなく、門扉を広げて不調にしないという考えですので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

○議員（乾崇君）

議長。

○議長（東條昭二君）

乾議員。

○議員（乾崇君）

今回1市1町の処理ということで建設費が約10億円の減額となっておりますが、これはどのような内容のものが減ったのか教えていただけますか。

○総務局長（曾我部勉君）

議長、曾我部総務局長。

○議長（東條昭二君）

曾我部総務局長。

○総務局長（曾我部勉君）

今回1市2町から1市1町になったということで、約10億2,300万円の減額となっております。要因としまして年間処理量が、1市2町のときにおきましては1万4,424トンでしたが、1市1町になりますと1万825トンということで、年間処理量につきまして減となっております。こういったところから、主要設備や好気性発酵乾燥設備など設備の減少や見直しによるものでございます。以上でございます。

○議員（乾崇君）

議長。

○議長（東條昭二君）

乾議員。

○議員（乾崇君）

ごみの処理量が減ったということなんですけれども、具体的にはトンネルコ

ンポストのトンネルが短くなるとか、建物が狭くなるとかそういったことなん  
でしょうか。

○総務局長（曾我部勉君）

議長、曾我部総務局長。

○議長（東條昭二君）

曾我部総務局長。

○総務局長（曾我部勉君）

ごみ量が減ったということですので、おっしゃるようにトンネルの  
数や幅ですとか、そういった内容物の規模が減少したのも、この中に含まれ  
ていると考えております。

○議員（乾崇君）

議長。

○議長（東條昭二君）

乾議員。

○議員（乾崇君）

先ほどサウンディング調査結果の報告がありましたが、肝心の処理量と処理  
費用というのは5社とも全く出ておりません。それで、好気性発酵乾燥方式の  
三豊市の方式までは同じ段階で、三豊市の方式では去年の実績で3万7,50  
0円というのが1トン当たりのコストでした。ですから、中央広域環境施設組  
合の新たな処理場もその段階までは必ず、必要なのではないかと思います。そ  
の上で、ケミカルマテリアルリサイクル方式の1トン当たりの処理費用とし  
て、どの程度までなら許容範囲としてお考えですか。

○総務局長（曾我部勉君）

議長、曾我部総務局長。

○議長（東條昭二君）

曾我部総務局長。

○総務局長（曾我部勉君）

処理経費についてなんですけれども、前回1市2町のときの想定単価という

ことで1トン当たり3万8,500円とお示しさせていただいております。今回1市1町となっておりますので、どう影響していくのかというところですが、そういった数値しかないというのが現状でございます。以上でございます。

○議員（乾崇君）

議長。

○議長（東條昭二君）

乾議員。

○議員（乾崇君）

三豊市の平均の1トン当たりの処理コストが3万7,500円ですから、中央広域環境施設組合の新たな処理についても好気性発酵乾燥方式の生ごみの処理段階までは、最低そのぐらいは必要かと思えます。それプラス、ケミカルマテリアルリサイクル方式の費用がこのサウンディング調査では5社ともその処理費用が出ておりませんので、一体いくらかかるかというのは全く分からないわけなんですね。ですが最低3万7,500円というのは三豊市の実績からも必要ではないかと思えます。ですので、それプラスどのくらいまでなら出す覚悟があるのか、そういった計算をされておりますか。

○管理者（町田寿人君）

議長、町田管理者。

○議長（東條昭二君）

町田管理者。

○管理者（町田寿人君）

乾議員に答弁させていただきます。全体のごみ量を100とすれば、可燃ごみとプラスチックを足して75と想定しております。調査で誤差が出てくると思いますが、そういった中で特交措置ですとか、この部分については費用の負担もあるということを踏まえて、阿波市議会では4万円を切りたいと答弁させていただいております。今、現状が5万円から6万円にして、お答えできるのはこのぐらいです。

○議員（乾崇君）

議長。

○議長（東條昭二君）

乾議員。

○議員（乾崇君）

先ほど言いましたように、三豊市の平均の好気性発酵乾燥方式のごみ処理費用は1トン当たり3万7,500円なんです。三豊市はまだ民設民営ですので、処理のコストは低くなると思われませんが、公設公営の場合はもう少し高くなると思います。3万7,500円を下限として見て、言われたように4万円に抑えるとなったら、ケミカルマテリアルリサイクル方式の処理費用は1トン当たり2,500円が上限ということになりますが、サウンディング調査ではどこも処理費用が出ておりません。1万円、2万円と処理費用がかかってくるとしたら、とんでもない金額になるわけなんです。ケミカルマテリアルリサイクル方式でのコストの計算といいますか、覚悟というのはどの程度までなら可能ですか。ごみ量が20年間で21万6,000トンですので、処理費用が1トン当たり1万円上がれば20億円かかるわけなんです。ですから、20年間のランニングコストがどれだけで、ここまでなら出せるというのをある程度出しておかないと、後々困ると思われ。吉野川市はストーカー方式で1トン当たり3万円なんです。それに対して、いくらぐらいまでなら許容できるのか、その辺のお考えをお聞きしたいです。

○管理者（町田寿人君）

議長、町田管理者。

○議長（東條昭二君）

町田管理者。

○管理者（町田寿人君）

業者の方に、いろいろな仕事やリスクを持たせれば管理運営費が増えてきます。市の方で、一定の部分を行えば管理運営費は下がってきます。そこでのバランスをとりながら、33条認定をして、先ほど申し上げた範囲内で抑えたいというのが、今日時点での考えでございますので、よろしく申し上げます。先ほど言いました今回のサウンディング調査にしても、距離や方式によっていろいろと変わってきますので、それも踏まえて、今日早急には難しいという考えでございます。こういったところを調整し33条認定を取り、1市1町にとって有利な運営の仕方を考えていきますのでご理解をお願いします。

○議員（乾崇君）

議長。

○議長（東條昭二君）

乾議員。

○議員（乾崇君）

33条認定を取るために、仮に好気性酵乾燥方式の処理後のごみを東京の業者へ持って行ってリサイクルをお願いするとか、いろいろなケースがあると思われれます。そうなった時の運賃や処理費がすべて上乘せになっていくわけなんです。そうなれば、1トン当たりの処理費用が5万円とか6万円になってきたらとんでもない金額になりますので、その辺りの収支計画というのはある程度、計画しておかないと、せつかく交付金を20億円もらっても、1万円余分に費用がかかったらそれで消えてしまうわけです。ですので、その辺りの運営経費についていかに抑えるかというのを徹底的にやっておかなければなりません。ですから、今回のサウンディング調査の5社をもっともっと掘り下げて、その費用の検証をしていく必要があると思います。

○管理者（町田寿人君）

議長、町田管理者。

○議長（東條昭二君）

町田管理者。

○管理者（町田寿人君）

私も行政時代に20年、財政担当しました。こういった中で、費用対効果を重視しながら33条認定を取るにあたり、関東へ持って行く等を考えていては、とても議会で議決してくれないと思います。それらについてはもう少しすれば公表していけるので、ご理解願いたいと思います。一緒の質問、答弁になりますますがよろしく申し上げます。

○議員（乾崇君）

議長。

○議長（東條昭二君）

乾議員。

○議員（乾崇君）

最後に1点だけ。2028年4月までにどうしても稼働したいという計画ではありますけど、一方で処理のことがはっきりしないうちに、並行して建設をどんどん進めて、処理費がとんでもない金額になっては困りますので、私は建設をもう少し、先に延ばしてでもサウンディング調査の結果をしっかりと精査して、できるだけ費用のかからないような方式で出来ないかどうかを検討する必要があると私は思います。もうこれで結構です。

○管理者（町田寿人君）

議長、町田管理者。

○議長（東條昭二君）

町田管理者。

○管理者（町田寿人君）

藤本議員との答弁について補足します。1年間債務負担行為を追加したということで、不調の原因は減少したと思われませんが、必ず来るということではなく、来やすい条件にしたという認識でお願いします。不調になりたくはないんですが、ならないとは言えないということで、よろしくお願いします。

○議長（東條昭二君）

そのほかにご質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東條昭二君）

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（東條昭二君）

ご異議がございますので、これより、ご異議がある議員のご意見を求めます。乾議員よろしくお願いします。

○議員（乾崇君）

私は本件については反対の立場から意見を申し上げます。何度も言いますようにサウンディング調査の結果がはっきりしないうちに、建設を進めるというのは問題があります。先ほど言いましたように、好気性発酵乾燥方式で3万7,500円程度の費用が必要で、この上にケミカルマテリアルリサイクル方式の費用がどれだけ必要かは本当にわかりません。5社の回答でも、処理の方法等はお答えいただいておりますが費用のことはどこも答えておりません。汚れたごみの中からリサイクルするというのは、相当の費用がかかるとおそれますので、もう少しサウンディング調査の結果を検証して、問題が無ければ好気性発酵乾燥方式のごみ処理場を作ればいいですが、そうでなければ別の方法や選択肢を考える必要があると思います。それから、今回この計画は上板町の議会には諮っておりません。ですから、議会を無視したような状態でこの中央広域環境施設組合の予算の採決をしようとしております。これは管理者も副管理者も承知の上でやっておりますので何とも言えませんが、私も上板町の町民の代表として町民への説明責任がありますので、私は事前にしっかりと説明できるような議会の審議を望みます。ですから、今回のこの議案については反対をいたします。

[傍聴席から何事か呼ぶ者あり]

[議長が傍聴人に対して退場を命じた]

○議長（東條昭二君）

暫時小休します。

午後2時57分 休憩

午後2時58分 再開

○議長（東條昭二君）

小休前に引き続き、会議を開きます。そのほかに、ご意見はございませんか。

○議員（木村松雄君）

議長。

○議長（東條昭二君）

木村議員。

○議員（木村松雄君）

本議案に対して賛成の立場の意見を述べさせていただきます。先ほど、乾議員から本議案に対しては反対という意見もございましたが、私は本案を承認して1市1町の新ごみ処理施設整備事業を一刻の猶予もなく進めるべきだと思っております。しかし、先ほどの藤本議員の債務負担行為の質問もさることながら管理者の答弁をお聞きしますと、当初は令和10年4月に新ごみ処理施設が稼働すると言いつつ、最近はその4月稼働が少しぼやけてきたかのように思われます。令和10年4月に稼働できるように、管理者と組合は最大限努力すべきだと思います。私は本事業については賛成でございます。

○議長（東條昭二君）

そのほかに、ご意見はございませんか。

○議員（藤本功男君）

議長。

○議長（東條昭二君）

藤本議員。

○議員（藤本功男君）

私の方から2点ほど、意見という形で言わせていただきます。1点目は、新ごみ処理施設の整備工事費のお話がありました。1市2町のときには85億円でしたが、今回は74億8,000万円でした。10億2,000万円減ったわけではありますが、その中身を国の交付金と地方債と一般財源からの持ち出しで見ると阿波市は約2億円増えます。これは私の計算なのですが、負担が、1市2町のときには61%でしたが、1市1町では76.5%になります。その結果、今言ったように地方債1億3,000万円、一般財源7,000万円が増えたことによって、阿波市の持ち出しは2億円増えるということを皆さんにお伝えしたいというのが1点です。町民市民を代表してきておりますので、先ほども私たちは町民のために市民のために意見を言っているわけです。2点目ですが、板野町の一連の流れについて意見を言わせていただきます。先の板野町全員協議会で、前町長が突然に脱退を表明しました。その理由が、管理者や組合からの説明責任が果たせていないとのことで、新聞にも取り上げられました。8月8日に板野町議会は議会を開いて全員一致で脱退しました。ただ、私がこだわっているのは管理者や組合の説明において、私も6月議会で激しいやりとりをしまして、9月議会ではこの前町長の件も取り上げました。何を言いたいかといいますと、本来であれば組合側の副管理者である人間がそ

の責任を何も果たさず、あのような言動をして辞めていった。これは非常に問題だと私は思っています。もう1つ問題だと感じるのは、議会では本来は副管理者である前町長が組合を代表して、答弁しなければいけないという立場なんです。それが全く逆の立場で、一方的に組合や管理者を非難して辞めていったわけですが、このことについて板野町議会は検証したんでしょうか。様々な情報を聞いておりますが、前町長のこの一連の発言や態度について副管理者としての責任を問うたという板野町議会の声は聞いておりません。どこかで区切りをしなければいけないので、私も最後に言わせていただいているわけです。今回の板野町議会の場合は議論を重ね、手続きに則って脱退したわけですが、今言った部分については未だ何も検証されず、一連の流れは組合と管理者が悪いからという構図だけで終わっています。もちろん説明責任というような課題はたくさんあったと思います。しかし、それでいいのかというのが私の問題定義なんです。別に答弁をしてくださいとは言いませんが、2つの点について、議員の1人としてどうしても言いたく意見を言わせていただきました。

○議長（東條昭二君）

そのほかに、ご意見はございませんか。

○議員（水口昭彦君）

議長。

○議長（東條昭二君）

水口議員。

○議員（水口昭彦君）

私はただいま藤本議員がおっしゃった時の議会の代表として脱退の決議をしました。板野町議会として勉強会等も開き、町民本意で考えて議員全員でずっと協議して参りました。副管理者の前町長について、私たち議会は全議員の総意として脱退に賛同しました。その辺りは手続きをちゃんと踏んだと今おっしゃっていただいたんですが、板野町は町民のために脱退の決議をしたということで、それについて懸念はございませんし、町民に対して誇りを持って言えることだと思っております。そういう状態になったことに対しては非常に迷惑かけたと前回の議会で発言をしまして、板野町の議会として町民の代表である12名、議長を除いた11名全員が、脱退に同意という重い決断をしたことを皆さんにご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（東條昭二君）

そのほかに、ご意見はございませんか。

○議員（村上浩一君）

議長。

○議長（東條昭二君）

村上議員。

○議員（村上浩一君）

中央広域環境施設組合にはいつもお世話になっております。私が思うことですが、財政力のない上板町であると思っております。ですので、阿波市と事業を一緒に進めるべきであるとは思っております。私自身が得とか損とかではないんです。誰のための事業なのかを考えたときに、やはり住民の皆さんのために、阿波市と協力していく必要があると思います。管理者のお話の中で処理費が高い安いという話もありましたが上限は6万円くらいだと。ですが、それよりもできるだけ安く、4万円を超えないように頑張りたいと表明されたので、私はそれに敬意を表しております。上板町が足を引っ張ることのないように阿波市とともに協力して、少しでも両市町の住民の皆さんのために、ともに手を携えて頑張っていきたいと思っております。以上です。

○議長（東條昭二君）

そのほかに、ご意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東條昭二君）

それでは、起立により採決を行います。

○議員（根ヶ山昇君）

議長、10番根ヶ山。

○議長（東條昭二君）

根ヶ山議員。

○議員（根ヶ山昇君）

小休願います。

○議長（東條昭二君）

暫時小休します。

午後3時10分 休憩

10番（根ヶ山昇君）、11番（水口昭彦君）退席

午後3時11分 再開

○議長（東條昭二君）

小休前に引き続き、会議を開きます。それでは、起立により採決を行います。議第20号、令和7年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第4号について、賛成諸君の起立を求めます。

ありがとうございました。ご着席願います。起立多数です。よって、議第20号、令和7年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算第4号については、原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~

10番（根ヶ山昇君）、11番（水口昭彦君）入席

~~~~~

○議長（東條昭二君）

それでは、これもちまして、令和7年第4回中央広域環境施設組合議会臨時会を閉会いたします。皆様どうもお疲れ様でございました。

午後3時13分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

副 議 長

議 長

署名議員

署名議員